

国民健康保険料賦課限度額引上げについて

(1) 改正の趣旨及び内容

・改正の趣旨

保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図るため、賦課限度額の見直し(引き上げ)を行う。

・改正の内容

令和4年度税制改正大綱において、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が65万円(現行63万円)、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が20万円(現行19万円)に引き上げられたことに伴い、国民健康保険料についても同様の引き上げを行うため、国民健康保険法施行令の一部が2月中に改正される予定である。

本市においても、令和4年4月1日から同様の引き上げを行うため、銚子市国民健康保険条例について所要の改正を行う。

限度額区分	現行	改正
基礎賦課限度額	63万円	65万円
後期高齢者支援等賦課限度額	19万円	20万円
介護納付金賦課限度額 (改正なし)	17万円	17万円
限度額合計	99万円	102万円

(2) 影響額 増額調定見込額 約7,112,000円

① 基礎賦課限度額

区分	限度額超過 世帯数	限度超過額
現行	230世帯	75,898,300円
改正後	219世帯	71,395,093円
差引	△ 11世帯	△ 4,503,207円

② 後期高齢者支援等賦課限度額

区分	限度額超過 世帯数	限度超過額
現行	273世帯	28,875,229円
改正後	250世帯	26,265,693円
差引	△ 23世帯	△ 2,609,536円

※影響額等は、令和3年10月時点の被保険者の状況に基づき算出したものです。